

「動力車操縦者運転免許に関する省令」の一部改正について

平成 21 年 9 月
鉄道局安全監理官室

1. 背景

鉄軌道の安全・安定輸送を確保するため、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和 31 年運輸省令第 43 号。以下「動免省令」という。）により、鉄道、軌道及び無軌条電車における動力車操縦者の運転免許に関する制度を定めている。

動力車操縦者運転免許のうち、第二種磁気誘導式電気車運転免許、第二種磁気誘導式内燃車運転免許及び無軌条電車運転免許（以下「3 免許」という。）については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 4 項の大型自動車第二種免許を受けている者（以下「大型二種免許保有者」という。）であれば、動力車操縦者試験の全部を免除しているところである。

こうした中、近年、3 免許取得者について鉄軌道固有の技能が不十分であることによる重大な事故が発生していること等を踏まえ、今般、運転士に起因する事故等を防止し、鉄軌道の安全・安定輸送の確保を図るため、これを取得しようとする者が、鉄軌道固有の技能を修得した上で免許を取得することができるよう、動免省令について必要な改正を行う。

2. 改正の概要

動免省令第 9 条第 1 項及び別表 4 では動力車操縦者試験の試験の免除について定めているが、別表 4 の動免省令第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者について、免除する試験から技能試験を削除する等必要な措置を講ずることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成 21 年 10 月下旬

施 行：公布の日